

令和3年7月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月9日（金） 午前9時開会
2. 開催場所 役場2階会議室
3. 出席委員（8人）
会長（10番） 渡邊 和夫 職務代理者（3番） 冨永 得治
（1番） 西田 義和 （2番） 永田 熊信 （4番） 高岡 重盛
~~（5番） 宮原 清人 （6番） 川邊 美津子 （7番） 平川 真由美~~
（8番） 内元 幸一郎 ~~（9番） 岩坂 博行~~
地区推進委員
信國 敏彦 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本 和博
4. 欠席委員：農業委員（2人） 最適化推進委員（2人）
5. 議事日程
日程第1 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第4 議案第27号 非農地証明交付申請の承認について

そ の 他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 平田 智博

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、5番、9番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和3年7月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、1番委員、2番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件は10件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
議長	<p>はじめに、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字立神、地目は田が1筆、面積は456㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。1筆で114,000円、10aあたりに換算すると250,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>譲受人のところに伺いまして、もともと一枚になっていた自分の農地だと思われていたようです。調べる機会があった時に間に譲渡人の土地があることがわかって、譲っていただけないかと相談されたそうです。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1番から3番については、同一案件になりますので、一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。番号1、大字深水字宮ノ前、地目は畑で1筆、面積は3,035㎡で転用目的は保育所です。土地代金は10a当たり2,148,538円です。番号2、大字深水字宮ノ前、地目は畑で3筆、合計面積は1,568㎡で転用目的は保育所です。土地代金は10a当たり2,148,538円です。番号3、大字深水字宮ノ前、地目は畑で1筆、面積は346㎡で転用目的は駐車場です。村との賃貸者契約になり、賃借料は年間15,417円です。令和2年7月の豪雨災害で被災した保育所が高台への移転を希望され、今回申請となりました。申請地は農用地区域内ですが、農振除外の事前協議は済んでおります。また、移転については国の補助金を利用される予定であり、国・県との事前協議は済んでおります。以上です</p>
議長	<p>引き続き、本件について10番委員が報告します。</p>
10番委員	<p>両方の方々に確認してきました。排水については道路に排水路があるようでございます。敷地内の浸透枳で処理しきれなかった分につい</p>

	ては、村の排水路を使用されるようです。
深水地区推進委員	農振の除外については、大丈夫なんですか。
事務局	担当課と県に確認しました。事前協議後の 8 日までの公告縦覧で住民からの異議がなかったため、除外については問題ないとのこと。
深水地区推進委員	村の土地については、地目はかわるのでしょうか。
事務局	はい。駐車場になりますので、地目は変わります。
議長	ひとつ気になるのが、保育所にすると嵩上げされると思いますので、周囲の農地に影響がないように排水対策はきちっとしてもらいたいと思いますが。
事務局	それについては、農業委員会からの意見として挙げておくという事でいかがでしょうか。
議長	ただいま、事務局からの説明と 10 番委員からの報告がありました。また、排水については農業委員会からの意見として挙げるという事でよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
	議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
議長	次に、議案第 26 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について審議します。1 番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 26 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について、ご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字浜ノ上・新並木・吉ノ尾、地目は田が 10 筆、畑が 2 筆、合計面積は 21,600 m ² です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権

	<p>の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>先日、本人さんたちにお会いしまして、親子間の使用貸借でもあり再設定でもありますので、何ら問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字四浦東字寄木・上屋敷・下柿内・方里野、地目は田が4筆、畑が8筆、合計面積は5,341㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。</p>
4番委員	<p>この件につきましても親子間の使用貸借で問題はないと思います。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、3番についてですが、2番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>
議長	<p>(2番委員退席)</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字西鶴、地目は田が1筆、面積は1,229㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>9番委員と川辺地区推進委員から聞いております。記載されているとおり間違いございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで2番委員の入室を許可します。</p> <p>(2番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号 4、大字川辺字西田、地目は田が 1 筆、面積は 1,989 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり玄米 60 kg です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 8 番委員に報告をお願いします。</p>
8 番委員	<p>7 月 4 日に川辺地区推進委員と確認してまいりました。ここに記載のとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 8 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、所有権移転について審議いたします。1 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字小原ノ上及び小原、地目は田が 4 筆、合計面積は 4,359 m²です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 1,234,600 円、10 a 当たりに換算すると 74 番 1 と 119 番 1 は 300,000 円、他の 2 筆は 250,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 7 番委員に報告をお願いします。</p>
7 番委員	<p>5 月に公社の方と立会いをしておりまして、7 月 2 日にまた確認してきました。譲渡人の方が体調を悪くされ、後継者もいないので売られることになりました。金額はもとは全筆 250,000 円でしたが、公社の方との話し合いの時に、2 筆は 300,000 円に変更するとお互いで決められました。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第27号 非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第27号非農地証明交付申請の承認について審議します。1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第27号非農地証明交付申請の承認について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字境田、地目は田で1筆、面積は1,030㎡です。この案件は7月2日に柳瀬地区推進委員さんと現地確認しております。現地は一段下がっておりまして、状態としては農地として利用することは困難な状況です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>もとのからの状態はわかりませんが、現状は農地としての利用は困難だと思われまます。周りからするとかなり低い場所にありますので、雨水や泥も溜まりますし、条件は悪い場所になります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。
	その他
事務局	(1) 次回の総会の開催日について 8月10日(火)、午前9時から
	4 閉会
議長	それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会：午前10時00分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和3年7月9日

相良村農業委員会

署名委員 1番 ㊟

署名委員 2番 ㊟